
秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議（第4回）

罰則等に関する 考え方（事務局案）・論点

平成23年4月22日

事務局案

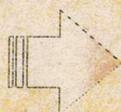
罰則に関する基本的な考え方

刑罰の必要性

特別秘密の漏えいを防止するためには、厳格な人的管理及び物的管理を行うのみならず、漏えい行為など本来特別秘密を知る立場にない者が特別秘密を知ることにつながる行為については刑罰をもって臨むことが必要

処罰対象の範囲

- ◆ 特別秘密の漏えいを防ぐには、その保全状態を保護することが効果的
- ◆ 処罰の範囲を必要最小限に抑えることが、本法制に対する国民の理解を得る上で重要



特別秘密を現に保全している者、すなわち業務によりこれを取り扱う者による漏えいを処罰し、**特別秘密の漏えいを根元から抑止**することを基本的な考え方とする

法定刑

本来特別秘密を知る立場にない者が特別秘密を知ることにつながる行為を抑止するとともに、特別秘密の漏えい等という重い罪責に応じた処罰を可能にするような刑を定める

論点

- 罰則に関する基本的な考え方の当否

事務局案

故意の漏えい行為

業務により特別秘密を取り扱う者

自己の業務上の権限や地位に基づき特別秘密を知る者で、その業務性に応じた高度の保全義務を負う

処罰

取扱業務者 [秘密の作成・取得の趣旨に従い秘密を取り扱うことを業務とする者]

業務知得者 [秘密の作成・取得の趣旨に照らし、その取扱いが本来は想定されていない行政機関等において、その事務の遂行上の必要性から秘密の伝達を受けこれを知得する者]

処罰の程度につき要検討

※ MDA秘密保護法では、取扱業務者による漏えい行為を業務知得者による漏えい行為よりも重く処罰
※ 自衛隊法では、取扱業務者による漏えい行為のみを処罰し、業務知得者による漏えい行為は処罰対象とせず

※ 記者が取扱業務者に取材をして特別秘密の伝達を受けた場合、記者は自己の業務として取材をしているが、秘密の伝達は記者の業務上の権限や地位に基づくものではないから、業務知得者には該当しない

業務外知得者
取扱業務者又は業務知得者以外の者

- ▶ 特別秘密をより広範囲に拡散
- ▶ 業務として特別秘密を取り扱う者ではないため、業務外知得者への伝達の時点で特別秘密は既に保全状態から流出しており、処罰しても漏えいの根元からの抑止にはつながらない
- ▶ 例えば特別秘密文書をたまたま拾った一般人まで処罰対象になり得るなど処罰対象が広がる
- ▶ 正当な報道活動も構成要件に該当し得るため報道活動への影響も懸念される

処罰しない
前段階にある、業務により特別秘密を取り扱う者による漏えい行為等の処罰を徹底

※ 業務外知得者が、我が国の安全を害する目的等の不当な目的をもって特別秘密を漏えいした場合等を処罰すべきか
→ 上記と同様、処罰しても根元からの抑止につながらず、一般人が処罰対象となり処罰範囲が広範。加えて、不当な目的での漏えい行為の場合、同目的の有無は必ずしも客観的に明らかではないため、報道機関への影響も懸念される

論点
○ 故意の漏えい行為の処罰対象者の範囲の是非

事務局案

過失による漏えい

特別秘密の性格に照らせば、過失による漏えいであっても国益や国民の安全の確保に大きな影響を及ぼすことには変わりがない

業務により特別秘密を取り扱う者

その業務に応じ、特別秘密を厳格に保全し漏えいを防ぐ責任を有している
→ 漏えいを防ぐ注意義務

処罰

業務知得者

- ※ MDA秘密保護法では、取扱業務者の過失による漏えい行為を業務知得者の過失による漏えい行為よりも重く処罰
 - ※ 自衛隊法では、取扱業務者の過失による漏えい行為のみを処罰し、業務知得者の過失による漏えい行為は処罰対象とせず
- 高度の注意義務を認めるべき基礎が十分ではない
- 過失犯を厳格に処罰すれば、業務の遂行それ自体よりも特別秘密の管理に業務の重点が移行し、その結果当該業務の遂行に支障を来たすおそれもあり得る

処罰の程度につき要検討

論点

- 過失犯の処罰範囲の是非

事務局案

特別秘密を取得(探知)する行為

※ 下記①②に該当する行為を便宜的に「特定取得行為」という

特別秘密の保全状態からの流出には、漏えい行為の処罰では抑止できない、取得行為を原因とする場合がある

① 窃盗、不正アクセス又は特別秘密の管理場所への侵入など、管理権を侵害する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合

取扱業務者等による漏えい行為が介在しないため、漏えい行為の処罰ではこれを抑止できない

② 欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、取扱業務者等から特別秘密を取得する場合

取扱業務者等に漏えいの故意がないなど、漏えい行為の処罰が困難

※ 特定取得行為の中には、他の犯罪が成立する行為もあるが、同行為は取扱業務者等による漏えい行為と同様の悪質性、危険性があるから、特定取得行為として正面から処罰対象とすべき

特定取得行為を処罰することについては慎重な検討が必要

特定取得行為は、犯罪行為や、犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするもので、適法な行為との区別は明確

特定取得行為を処罰対象に加えても、正当な取材活動など本来許容されるべき行為が捜査や処罰の対象とされるおそれはない

特定取得行為は、特別秘密を保全状態から流出させる点で取扱業務者等による漏えい行為と同様の悪質性、危険性

その行為が取扱業務者等によるものではないということのみをもって処罰対象から外されるとすれば、特別秘密の保全を目的とする本法制の趣旨を損ねる

処罰範囲を必要最小限に抑えるという基本的な考え方の下でも、特定取得行為を処罰対象とすることはやむを得ない

論点

○ 特定取得行為を処罰対象とすること及びその範囲の是非

事務局案

未遂行為

故意の漏えい行為

特別秘密の漏えいの危険を現実化させる悪質性の高い行為

特定取得行為

漏えい行為と同様に秘密を漏えいさせる高い危険性

処罰

共謀行為

故意の漏えい行為

- 漏えい行為について共謀者間で具体性、特定性、現実性を持った合意
- 共謀者の一人の意思の変化では犯罪行為の遂行を容易に変更できない

単独犯における犯行の決意に比べて犯罪実現の危険性が飛躍的に高まる

立法例を考慮
自衛隊法は、防衛秘密の漏えいの共謀を処罰

処罰

特定取得行為

漏えい行為と同様に秘密を漏えいさせる高い危険性

独立教唆行為及び煽動行為

取扱業務者等に対し、特別秘密を漏えいするよう働きかける行為

特別秘密の漏えいの危険を著しく高める行為であって悪質性が高い

立法例を考慮
自衛隊法は、防衛秘密の漏えいの独立教唆及び煽動を処罰

処罰

特定取得行為

漏えい行為と同様に秘密を漏えいさせる高い危険性

自首減免規定

自首した者に対する必要な刑の減軽又は免除を規定

- 現実の漏えいに至る前に自首することを促す
- ひいては実害の発生を未然に防ぐことを期待できる

立法例を考慮：自衛隊法は、防衛秘密の漏えいの未遂及び共謀について、自首による刑の必要的減免を規定

漏えい行為及び特定取得行為の未遂及び共謀について、自首による刑の必要的減免

国外犯処罰規定

- 日本国外において日本国民のみならず日本国民以外の者によっても敢行され得る
- 漏えい行為等は我が国の重大な利益を害する

行為者の国籍を問わず我が国において処罰

(刑法2条の例により、日本国外において罪を犯した全ての者を処罰)

論点

- これらの規定を設けることの是非

事務局案

法定刑

- ◆ 漏えい行為等に対する十分な抑止力
- ◆ 漏えい行為等を敢行した者に対してその罪責に応じた十分な刑罰を科す

法定刑の上限を相当程度高くする必要

最も重い刑をもって臨むべき、業務により特別秘密を取り扱う者による故意の漏えい行為及び特定取得行為の法定刑を検討

自由刑

- これまでの検討内容に照らすと、防衛秘密に相当する事項は特別秘密に該当
- 防衛秘密の漏えい行為に対する最高刑は懲役5年

本法制の最高刑も懲役5年が適当

- 立法例 (最高刑が懲役10年)
 - 刑事特別法、MDA秘密保護法
 - 不正競争防止法の営業秘密の開示行為等
- 特定取得行為においては窃盗罪(最高刑は懲役10年)なども手段となり得る

最高刑を懲役10年とすることも考えられる

特に現行の防衛秘密制度との整合性が問題となることから、その必要性や相当性について更なる検討が必要

罰金刑

- 漏えい行為等の刑事責任は重く、罰金刑のみを科すことは適当でない
- これまでに敢行された秘密漏えい事案においては、金銭的対価を伴うものが少なくない

抑止効果の観点

相当程度の罰金刑の併科

- 金銭的対価を伴わない事案や少額に過ぎない事案もある
- 漏えい等に対する報酬であれば没収・追徴も可能

自由刑と罰金刑は任意的併科

論点

- 法定刑の是非

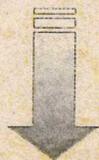
事務局案

司法手続

漏えい等の事件において、対象となる秘密が実質秘であることが公判廷において争われた場合に、当該秘密を証拠提出してこれを公開したのでは秘密保全の趣旨に反することから、このような事態を回避しつつ必要な立証を行う必要

外形立証

秘密漏えい事件の裁判における実務
確立された立証方法として、いわゆる外形立証により、秘密そのものを公判に提出せずにその実質秘性を立証しており、秘密を守りつつ公判での立証を支障なく行うことができている



本法制については、保護すべき秘密の要件として、具体的かつ明確に列挙された事項のいずれかに該当するものであること、明示的な指定行為を要すること等を定めることを前提

外形立証は十分有効に行い得る

外形立証による実質秘性の立証
秘密漏えい事件において、争点となっている秘密が実質秘であることを立証するに当たり、
① 秘密の指定基準(指定権者、指定される秘密の範囲、指定及び解除の手続)が定められていること、
② 当該秘密が国家機関内部の適正な運用基準に則って指定されていること、
③ 当該秘密の種類、性質、秘扱いをする由縁等を立証することにより、当該秘密が実質秘であることを推認するもの

公判廷において特別秘密に該当する事項を秘匿し、別の呼称に言い換えるなどの特別の措置を採用することについて特別秘密の漏えい等事件の公判については、外形立証による裁判遂行が可能であるとすれば、新たな手続を設ける必要性は低い

論点
○ 上記結論の是非

諸外国の秘密保全に関する法制 における罰則

米国：p1～p9、英国：p10～p18、独国：p19～p22、仏国：p23～p25

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（米国）

米国に損害を与える意図を有する者による国防情報の取得等	
秘密の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 艦船、航空機、防衛施設、海軍工廠、海軍基地、潜水艦基地、燃料補給所、要塞、砲台、魚雷施設、船渠、運河、鉄道、兵器庫、野营地、工場、鋳業場、電信局、電話局、無線局、信号所、建築物、事務所、研究所、調査基地又はその他の国防に関連する場所であつて、米国政府が所有し、建設し、若しくは建設中であるもの、米国、その職員、部局若しくは政府機関の管理下に置かれるもの、又は米国の排他的管轄権が及ぶものに関する情報 ○ 米国、その部局、政府機関又は米国を代表する者等との契約又は合意の下で、艦船、航空機、兵器、軍需品又は戦時において用いられる物資若しくは機器が、製造、準備、修理、保管若しくは研究開発される場所に関する情報 ○ 陸海空軍の用に供するものを準備、建造又は保管している場所で、戦時又は緊急時における大統領の宣言によって指定される禁止区域に関する情報（当該情報が国防に悪影響を及ぼし得る場合）
漏えい	
取得（探知）	<p>国防に関する情報の取得を目的とし、かつ、上記の情報が利用されることで米国に損害を与え、若しくは外国を利する意図を有し、又はそうであろうと信じるに足る理由を有する者による、上記場所への接近、立入り若しくは上空の飛行、又はその他の方法による上記の情報の取得</p> <p>【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
根拠	合衆国法典第18編第37章第793条(a)

米国に損害を与える意図を有する者による国防情報の取得等	
秘密の内容	国防に関するあらゆるもののスケッチ、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、装置、機器、文書、書面又は記録
漏えい	
取得（探知）	<p>国防に関する情報の取得を目的とし、かつ、上記の情報が利用されることで米国に損害を与え、若しくは外国を利する意図を有し、又はそうであろうと信じるに足る理由を有する者による、複写、作成、製作若しくは取得又はそれらの未遂</p> <p>【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
根拠	合衆国法典第18編第37章第793条(b)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（米国）

違法に取得された国防情報の受領・取得等	
秘密の内容	国防に関するあらゆるものの文書、書面、コードブック、暗号表、スケッチ、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、装置、機器又は記録
漏えい	
取得（探知）	国防に関する情報の取得を目的とし、かつ、受領若しくは取得、又はこれらの合意若しくは開始の時点で、上記の情報が合衆国法典第18編第37章の条項に反する形で、取得、作成、製作若しくは取り扱われ、又はそれらがなされることとなることを認識し、又はそうであろうと信じるに足る理由を有する者による、あらゆる相手からの受領若しくは取得又はこれらの合意若しくは未遂 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
根拠	合衆国法典第18編第37章第793条(c)

国防情報の漏えい等	
秘密の内容	① 国防に関する、あらゆる文書、書面、コードブック、暗号表、スケッチ、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、装置、機器又は記録 ② 国防に関する情報であって、米国に損害を与え、又は外国を利するよう使用され得るものであると所持者が考えるに足る理由があるもの
漏えい	a) 適法に所持し、アクセスし、管理し、又は委託された者による、無権限者への故意の伝達、引渡し若しくは伝送若しくはこれらの行為がなされるようにすること又はこれらの未遂 b) 権限なく所持・アクセス・管理している者による、無権限者への故意の伝達、引渡し若しくは伝送若しくはこれらの行為がなされるようにすること又はこれらの未遂 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
取得（探知）	
その他	a) 適法に所持し、アクセスし、管理し、又は委託された者による、故意に所持し続け、権限ある公務員又は被用者の求めにもかかわらず、引き渡さないこと b) 権限なく所持・アクセス・管理している者による、故意に所持し続け、権限ある公務員又は被用者へ引き渡さないこと 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
根拠	合衆国法典第18編第37章第793条(d) (e)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（米国）

重過失による国防情報の漏えい等	
秘密の内容	国防に関するあらゆる文書、書面、コードブック、暗号表、スケッチ、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、装置、機器、記録又は情報
漏えい	
過失犯	委託され、又は適法に所持し、若しくは管理している者が、重過失によって、委託に反する適切な保管場所からの移動若しくは引渡し又は紛失、窃取、取出し若しくは破棄を可能にした場合 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
取得（探知）	
その他	委託され、又は適法に所持し、若しくは管理している者が、委託に反する適切な保管場所からの移動若しくは引渡し、又は紛失、窃取、取出し若しくは破棄が、不法になされたことを認識しながら、これらの事実の上司への早急な報告を怠った場合 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
根拠	合衆国法典第18編第37章第793条（f）

国防情報の取得・漏えい等の共謀	
秘密の内容	
漏えい	
取得（探知）	
その他	二以上の者が、第793条（a）～（f）に規定する違反行為を共謀し、かつ、一以上の者が、その目的を達成するために何らかの行為を行った場合 【共謀の目的である犯罪に対応する刑】
根拠	合衆国法典第18編第37章第793条（g）

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（米国）

外国政府への国防情報の漏えい等	
秘密の内容	国防に関するあらゆる文書、書面、コードブック、暗号表、スケッチ、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、記録、装置、機器又は情報
漏えい	<p>上記の情報が利用されることで米国に損害を与え、若しくは外国を利する意図を有し、又はそうであろうと信じるに足る理由を有する者による、外国政府、米国による承認の有無にかかわらず外国に存する党派、政党、陸・海軍、又はそれらの代表者、公務員、代理人、被雇用者、国民若しくは市民に対しての、直接又は間接の伝達、引渡し、伝送又はこれらの未遂</p> <p>【死刑、無期刑又は有期刑(上限なし)】</p> <p>陪審又は陪審が設置されていない場合は裁判所が、次のいずれかに該当すると認めない場合には、死刑は科されない。</p> <p>① 当該犯罪行為の結果、外国勢力により米国の諜報員として活動している個人が特定され、そのため当該個人の命が奪われた場合、又は</p> <p>② 当該犯罪行為が、核兵器、軍用宇宙船・衛星、早期警戒システム等の大規模攻撃に対する防衛若しくは報復手段、戦争計画、通信傍受による情報収集、暗号情報又はその他の主要兵器システム若しくは防衛戦略の主要要素に直接関わる場合</p>
取得（探知）	
根拠	合衆国法典第18編第37章第794条(a)

戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の漏えい等	
秘密の内容	<p>① 米国の軍隊、艦船、航空機又は軍需物資の移動、数量、種類、状態又は配置に関する情報</p> <p>② 陸海軍の作戦に係る計画又は対処方針に関する情報</p> <p>③ ある場所の要塞化若しくは防御のためになされ、若しくはそれらに関連してなされ、若しくはそれらを意図してなされた、あらゆる工事又は措置、又は国民の防御に関するその他の情報であって、敵側の役に立ち得る情報</p>
漏えい	<p>戦時における、敵に伝達されることを意図しての、公表若しくは伝達又は顕在化の試み</p> <p>【死刑、無期刑又は有期刑(上限なし)】</p>
取得（探知）	<p>戦時における、敵に伝達されることを意図しての、収集又は記録</p> <p>【死刑又は無期刑又は有期刑(上限なし)】</p>
根拠	合衆国法典第18編第37章第794条(b)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（米国）

外国政府への国防情報の漏えい等の共謀	
秘密の内容	
漏えい	
取得（探知）	
その他	二以上の者が、第794条の規定の違反行為を共謀し、かつ、一以上の者が、その目的を達成するために何らかの行為を行った場合 【共謀の目的である犯罪に対応する刑】
根拠	合衆国法典第18編第37章第794条(c)

国防上の重要施設の写真等の作成	
秘密の内容	国防上の利益のため、大統領が、関連する情報が一般的に公開されることのないように保護を要すると指定した、極めて重要な軍事施設又は設備
漏えい	
取得（探知）	司令官等の許可を得ず、かつそれらの者による検閲又は必要なその他の措置をとらずに行った、写真、スケッチ、画像、描画、地図又は図形による説明の作成 【1年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
根拠	合衆国法典第18編第37章第795条

国防上の重要施設の写真等の作成目的での航空機使用等	
秘密の内容	国防上の利益のため、大統領が、関連する情報が一般的に公開されることのないように保護を要すると指定した、極めて重要な軍事施設又は設備
漏えい	
取得（探知）	第795条に違反する形で、写真、スケッチ、画像、描画、地図又は図表による説明を作成する目的での、航空機又は飛行装置の使用又は使用許可 【1年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
根拠	合衆国法典第18編第37章第796条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（米国）

国防上の重要施設の写真等の漏えい等	
秘密の内容	国防上の利益のため、大統領が、関連する情報が一般的に公開されることのないように保護を要すると指定した、極めて重要な軍事施設又は設備
漏えい	大統領による上記指定を受けてから30日経過以後における、司令官等の許可を得ない、上記事項に係る、写真、スケッチ、画像、描画、地図又は図形による説明の公表、販売、又は譲渡。ただし、適切な軍当局の検閲済表示がなされているものについてはこの限りではない。 【1年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
取得（探知）	
その他	大統領による上記指定を受けてから30日後以降における、司令官等の許可を得ない、上記事項に係る、写真、スケッチ、画像、図面、地図又は図形による説明の複製。ただし、適切な軍当局の検閲済表示がなされているものについてはこの限りではない。 【1年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
根拠	合衆国法典第18編第37章第797条

米国・外国政府の暗号の漏えい等	
秘密の内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 米国又は外国政府のコード、暗号又は暗号システムに関する、性質、作成又は利用に関する秘密 (2) 米国又は外国政府によって利用され、作成され、又は利用が予定されている暗号目的又は通信傍受目的の装置、器具又は機器の設計、構造、利用、保守又は修理に関する秘密 (3) 米国又は外国政府による通信傍受活動に関する秘密 (4) 外国政府の通信の中から通信傍受により得られた秘密であって、当該秘密が通信傍受によって得られたものであることを認識しているもの （「秘密」とは、違反行為の時点で、米国政府機関が、国家安全保障を理由に、その公開・配布を制限又は禁止するよう特に指定した情報をいう。）
漏えい	無権限者への伝達、供給、伝送若しくはこれら以外のあらゆる方法を用いての提供、若しくは公表、又は米国の安全と利益を損い、若しくは米国に害をもたらす外国政府を利する目的でのあらゆる態様での利用 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
取得（探知）	
根拠	合衆国法典第18編第37章第798条 (a), (b)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（米国）

不正アクセスにより国防・外交上の重要情報を取得した者による漏えい等	
秘密の内容	① 国防上又は外交関係上の理由から無許可による開示から保護すべきものとして大統領命令又は制定法に従い米国政府によって指定された情報 ② 1954年原子力エネルギー法第11条第y項に規定する「制限データ」 (②の「制限データ」とは、核兵器の設計・製造・使用、特別な核物質の生産又はエネルギー生産における特別な核物質の利用に関するあらゆるデータのうち、原子力委員会によって秘密指定が解除されていないものをいう。)
漏えい	上記の情報が利用されることで米国に損害を与え、若しくは外国を利することがあり得ると信じるに足る理由を有し、かつ、無権限又は権限を逸脱していることを認識しながらコンピューターにアクセスして上記情報を取得した者による、受理する権限のない者に対する、意図的な伝達、引渡し若しくは伝送、これらがされるようにすること又はこれらの未遂 【10年（再犯の場合は20年）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
取得（探知）	
その他	上記の情報が利用されることで米国に損害を与え、若しくは外国を利することがあり得ると信じるに足る理由を有し、かつ、無権限又は権限を逸脱していることを認識しながらコンピューターにアクセスして上記情報を取得した者が、意図的にそれを保持しそれを受領する権限のある政府職員に対して引き渡さないこと 【10年（再犯の場合は20年）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
根拠	合衆国法典第18編第47章第1030条(a)(1)

秘密情報の無許可での持ち出し	
秘密の内容	○職務、地位又は契約により所持するに至った米国の秘密情報を含む文書又は資料 (「米国の秘密情報」とは、政府によって作成され、所有され、又は保持されている防衛又は外交に関する情報であって、国家安全保障上の観点から、無許可での開示から保護すべきものとして、法律又は大統領命令に基づき指定されたものをいう。)
漏えい	職務、地位又は契約により、上記文書又は資料を所持する者による、許可されない場所に保管する目的での、故意の無許可での持ち出し（議会への提供のために行うものを除く） 【1年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
取得（探知）	
根拠	合衆国法典第18編第93章第1924条(a)～(c)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（米国）

原子力委員会により秘密指定されたデータの 米国内に損害を与える目的での漏えい等	
秘密の内容	制限データに関し、又はそれを含む文書、書面、スケッチ、写真、図面、 模型、装置、機器、記録又は情報 （「制限データ」とは、核兵器の設計・製造・使用、特別な核物質の生産 又はエネルギー生産における特別な核物質の利用に関するあらゆるデータ のうち、原子力委員会によって秘密指定が解除されていないものをいう。）
漏えい	<ul style="list-style-type: none"> ・合法又は違法に、所持、アクセス、管理又は受託する者による、米国内に 損害を与え、又は外国を利する目的での、伝達、伝送若しくは開示又はこ れらの未遂若しくは共謀 【無期刑、有期刑（上限なし）若しくは罰金又はこれらの併科】 ・合法又は違法に、所持、アクセス、管理又は受託する者による、当該制 限データが米国内に損害を与え、又は外国を利するために使用されると信じ るに足る理由を有しての、伝送、伝達若しくは開示又はこれらの未遂若し くは共謀 【10年以下の自由刑もしくは罰金又はこれらの併科】
取得（探知）	
根拠	合衆国法典第42編第23章第2274条 (a) (b)

秘密エージェントを特定する情報の漏えい	
秘密の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秘密エージェントを特定する秘密情報にアクセスする権限があり、又 はあった者による、上記情報が秘密エージェントを特定すること及び当 該秘密エージェントと米国とのインテリジェンスに係る関係を秘匿する ために米国が積極的措置を講じていることを知った上での、無権限者へ の上記情報の故意の開示 【10年以下の自由刑もしくは罰金又はこれらの併科】 ・ 秘密情報にアクセスする権限がある結果として秘密エージェントの身 元を把握した者による、上記情報が秘密エージェントを特定すること及 び当該秘密エージェントと米国とのインテリジェンスに係る関係を秘匿 するために米国が積極的措置を講じていることを知った上での、無権限 者への上記情報の故意の開示 【5年以下の自由刑もしくは罰金又はこれらの併科】 ・ 秘密エージェントを特定し暴露しようとする一連の活動が行われてい る過程における、当該活動が米国の対外情報活動を害し、妨げると信じ る理由がある者による、当該情報がある個人を特定すること及び当該個 人と米国とのインテリジェンスに係る秘密の関係を秘匿するために米国 が積極的措置を講じていることを知った上での、無権限者への上記情報 の故意の開示 【3年以下の自由刑もしくは罰金又はこれらの併科】
漏えい	
取得（探知）	
根拠	合衆国法典第50編第15章第421条 (a) ~ (c)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（米国）

安全保障に関する秘密情報の外国政府への漏えい ・外国政府による取得等	
秘密の内容	米国の安全保障に影響を与えるものとして、大統領又は大統領の承認を得た行政機関若しくは企業の長によって秘密指定された情報
漏えい	政府若しくは行政機関の職員若しくは被雇用者、又は政府若しくは行政機関がすべて若しくは過半数の株式を所有している企業の職員若しくは被雇用者による、外国政府の代理人又は代表者であることを当該職員又は被雇用者が知り、又はそう信ずべき理由のある者に対する、上記情報が秘密指定されていることを知り、又は知るべき理由がある場合での、何らかの手段又は方法による伝達。ただし、当該情報を開示するにつき、大統領又は当該職員若しくは被雇用者を雇用している行政機関若しくは企業の長が、特別に授権している場合を除く。 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科及び合衆国憲法又は法律に基づく名誉、報酬又は信任を伴う官職又は地位に就く資格の剥奪】
取得（探知）	外国政府の代理人又は代表者による、政府若しくは行政機関の職員若しくは被用者、又は政府若しくは行政機関がすべて若しくは過半数の株式を所有している企業の職員若しくは被用者からの、直接又は間接の、上記情報の取得若しくは受領又はこれらの試み。ただし、上記情報を保管し、又は管理する行政機関又は企業の長が、事前に、当該伝達を特別に認めている場合を除く。 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科及び合衆国憲法又は法律に基づく名誉、報酬又は信任を伴う官職又は地位に就く資格の剥奪】
根拠	合衆国法典第50編第23章第783条(a)～(c)

公式外交コードの漏えい等	
秘密の内容	①公式外交コード又は当該コードを用いて用意され、若しくは用意されたものとされる事項 ②外国政府とその駐米公館の間の通信の過程で得られた事項
漏えい	政府の被雇用者の立場に基づき、公式外交コード又は当該コードを用いて用意され、若しくは用意されたものとされる事項を、取得し、又は保管若しくはアクセスでき、若しくはできた者による、故意の公表又は他者への提供 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
取得（探知）	
根拠	合衆国法典第18編第45章第952条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（英国）

国の治安・利益を損なう目的による、禁止区域への接近等	
秘密の内容	<p>禁止区域</p> <p>① 国が所有し、占有し、又は国のために占有する、防衛施設、兵器庫、海軍若しくは空軍の基地若しくは施設、工場、船渠、鉱業場、地雷敷設地、野営地、艦船若しくは航空機、又は、電信局、電話局、無線局、信号所若しくは事務所、及び、国が所有し、占有し、又は国のために占有する場所であって、軍需品若しくはそれに関連するスケッチ、図面、模型若しくは文書の製作、修理若しくは保管のためのもの、又は戦時に使用する金属、石油若しくは鉱物を採取するためのもの</p> <p>② 国が所有しないが、軍需品又はこれらに関連するスケッチ、模型、図面若しくは文書が、国若しくは国のために行為する者との契約に基づき又は国の利益のために、製作、修理、取得、又は保管されている場所</p> <p>③ 国が所有し又は国のために使用される場所であって、当該場所に関する情報又は当該場所への損害が敵を利するとして、國務大臣の命令により当面禁止区域とするとして公表された場所</p> <p>④ 線路、道路、水路その他の水陸の移動手段（これらの一部又はこれらと接続されている建造物若しくは構造物を含む）、ガス、水道、電力施設その他の公共施設のために使用される場所、又は軍需品若しくはこれに関連するスケッチ、模型、図面若しくは文書が国のためではなく製作、修理若しくは保管されている場所であって、その情報が重要なものであり、又は当該場所等を破壊、妨害若しくは干渉された場合には敵を利するとして、國務大臣の命令により当面禁止区域とするとして公表された場所</p>
漏えい	
取得（探知）	<p>国の治安又は利益を損なう目的による、接近、視察、立ち寄り、侵入又は付近での滞在</p> <p>【3年以上14年以下の自由刑】</p>
根拠	<p>1911年公務秘密法第1条、3条</p> <p>1920年公務秘密法第8条</p>

国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用なスケッチ等の作成	
秘密の内容	<p>直接又は間接に敵に有用となり、有用となり得、又は有用となることを意図したスケッチ、図面、模型又は記録</p>
漏えい	
取得（探知）	<p>国の治安又は利益を損なう目的による、上記スケッチ等の作成</p> <p>【3年以上14年以下の自由刑】</p>
根拠	<p>1911年公務秘密法第1条</p> <p>1920年公務秘密法第8条</p>

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（英国）

国の治安・利益を損なう目的による、 敵に有用な情報の漏えい・取得等	
秘密の内容	直接又は間接に敵に有用となり、有用となり得、又は有用となることを意図した、機密信号、暗号、スケッチ、図面、模型、記事、記録又はその他の文書若しくは情報
漏えい	国の治安又は利益を損なう目的による、上記情報等の第三者への伝達又は公表 【3年以上14年以下の自由刑】
取得（探知）	国の治安又は利益を損なう目的による、上記情報等の取得、収集又は記録 【3年以上14年以下の自由刑】
根拠	1911年公務秘密法第1条 1920年公務秘密法第8条

防諜・諜報職員による防諜・諜報情報の漏えい	
秘密の内容	防諜又は諜報に関する情報、文書その他の物
漏えい	① 防諜機関若しくは諜報機関の職員又は職員であった者が、当該機関の職員としての地位に基づき保有し、又は保有していた、防諜又は諜報に関する情報、文書その他の物の、正当な権限のない開示 ② この規定の対象となることについて通知を受ける者又は受けていた者が、通知が有効な間に職務を通じて保有し、又は保有していた、防諜又は諜報に関する情報、文書その他の物の、正当な権限のない開示 （「通知」は、対象者の業務が防諜又は諜報に関するものあって、国家安全保障の利害の観点から本規定の対象とすべきと大臣が判断する場合に、大臣の書面により行われる。） 【2年（略式手続の場合は6月）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
取得（探知）	
根拠	1989年公務秘密法第1条（1）、（6） 1989年公務秘密法第10条（1）

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（英国）

その他の職員等による防諜・諜報情報の漏えい	
秘密の内容	(防諜機関若しくは諜報機関の職員又は職員であった者及びこの規定の対象となることについて通知を受ける者又は受けていた者を除き、公務員、政府と契約関係にある者又はこれらであった者が、その職位・立場に基づき保有し、又は保有していた) 防諜又は諜報に関する情報、文書その他の物
漏えい	公務員、政府と契約関係にある者又はこれらであった者による正当な権限なく行われる害を及ぼす開示 (「害を及ぼす開示とは、 ① 防諜若しくは諜報の業務又はこれらの一部の遂行に支障をきたすもの ② 権限なく開示がなされた場合には①の害が生じるおそれがある情報、文書その他の物、又は①の被害と同様の事態が生じるおそれがある種別又は内容に該当する情報、文書その他の物が開示の対象となるものをいう。) 【2年（略式手続の場合は6月）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
取得（探知）	
根拠	1989年公務秘密法第1条（3）、（4） 1989年公務秘密法第10条（1）

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（英国）

公務員等による防衛情報の漏えい	
秘密の内容	<p>(公務員又は政府と契約関係にある者としての地位に基づき保有しており、又は保有していた) 防衛に関する情報、文書その他の物 「防衛」とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国軍の規模、形態、組織、ロジスティクス、部隊編成、戦略的配置、作戦、及び準備・訓練の状況 ② 国軍の武器、備品その他の装備、これらの装備の発明、開発、生産及び操作並びにこれらの装備に関する調査研究 ③ 防衛に関する政策及び戦略並びに軍事に関する計画及び諜報 ④ 戦時に必要な必需品の支給及び供給を維持するための計画及び方策をいう。
漏えい	<p>公務員、政府と契約関係にある者又はこれらであった者による正当な権限なくなされる、害を及ぼす開示 「害を及ぼす開示」とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 軍の任務を遂行するための軍事力若しくはその一部に害を及ぼし、軍の構成員の生命を失わせ、若しくはその身体に危険を及ぼし、又は軍の施設若しくは設備に重大な損害を及ぼすもの ② ①のほか、海外における英国の国益を損ね、かかる国益の増大若しくは保護にとって重大な障害となり、又は海外における英国国民の安全に害を及ぼすもの ③ 権限のない開示がなされた場合には①又は②のような影響が生じるおそれがある情報、文書その他の物が開示の対象となるものをいう。 <p style="color: red;">【2年（略式手続の場合は6月）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
取得（探知）	
根拠	<p>1989年公務秘密法第2条 1989年公務秘密法第10条（1）</p>

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（英国）

公務員等による国際関係情報の漏えい	
秘密の内容	(公務員又は政府と契約関係にある者としての地位に基づき保有しており、又は保有していた) 国際関係に関する情報、文書その他の物又は英国以外の国若しくは国際機関から取得した秘密の情報、文書その他の物
漏えい	公務員、政府と契約関係にある者又はこれらであった者による正当な権限なくなされる害を及ぼす開示 (「害を及ぼす開示」とは、 ① 海外における英国の国益を損ね、かかる国益の増大若しくは保護にとって重大な障害となり、又は海外における英国国民の安全に害を及ぼすもの ② 権限のない開示がなされた場合には①の影響が生じるおそれがある情報、文書その他の物が開示の対象となるものをいう。) 【2年(略式手続の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
取得(探知)	
根拠	1989年公務秘密法第3条(1)(2) 1989年公務秘密法第10条(1)

公務員等による犯罪を惹起する情報等の漏えい	
秘密の内容	(公務員又は政府と契約関係にある者としての地位に基づき保有しており、又は保有していた) ① 開示により、犯罪を生ぜしめる情報、文書その他の物 ② 開示により、被拘禁者の逃亡又は被拘禁者の保護を害するその他の行為を容易にする情報、文書その他の物 ③ 開示により、犯罪の予防若しくは探知又は容疑者の逮捕若しくは訴追の妨げとなる情報、文書その他の物 ④ 権限なき開示により、①～③に記述される影響が生ずるおそれがある情報、文書その他の物
漏えい	公務員、政府と契約関係にある者又はこれらであった者による正当な権限なき開示 【2年(略式手続の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
取得(探知)	
根拠	1989年公務秘密法第4条(1)(2)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（英国）

公務員等による通信傍受に関する情報等の漏えい	
秘密の内容	<p>(公務員又は政府と契約関係にある者としての地位に基づき保有しており、又は保有していた)</p> <p>① 1985年通信傍受法第2条に基づく令状により、若しくは2000年捜査権限規制法第5条に基づく通信傍受令状により行われる通信傍受により得られる情報、これらの通信傍受による情報の取得に関する情報、又はかかる通信傍受に使用され、使用のために保管され、若しくは通信傍受により得られた文書その他の物</p> <p>② 1989年防諜機関法第3条若しくは1994年諜報機関法第5条に基づく令状によって授權された行為により、若しくは同法第7条の授權により得られる情報、かかる行為による情報の入手に関する情報、又はかかる行為に使用され、使用のために保管され、若しくはかかる行為によって得られた文書その他の物</p>
漏えい	<p>公務員、政府と契約関係にある者又はこれらであった者による正当な権限なき開示</p> <p>【2年（略式手続の場合は6月）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
取得（探知）	
根拠	1989年公務秘密法第4条（3）

公務秘密法違反の開示等により秘密情報を取得した者による漏えい	
秘密の内容	○1989年公務秘密法第4条までの規定により保護対象となっている情報、文書その他の物
漏えい	<p>1989年公務秘密法第4条までの規定による保護対象であること及び次のいずれかに該当することにより保有するに至ったものであることを知り又はそう信ずるに足る合理的理由がある場合における、次のいずれかにより保有するに至った者による正当な権限なき開示</p> <p>① 公務員又は政府と契約関係にある者による正当な権限なき開示</p> <p>② 公務員又は政府と契約関係にある者が、秘匿性の確保を条件とし、又は秘匿性の確保を合理的に期待して行った委託</p> <p>③ ②の委託を受けた者による正当な権限なき開示</p> <p>・ただし、防諜、諜報、防衛、若しくは国際関係に関する情報、文書その他の物又は外国若しくは国際機関から入手した秘密の情報、文書その他の物については、次のいずれかの場合を除く</p> <p>・害を及ぼす開示でない場合</p> <p>・害を及ぼす開示であることを知らず、又は害を及ぼすと信ずるに足る合理的理由がなかった場合</p> <p>【2年（略式手続の場合は6月）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
取得（探知）	
根拠	1989年公務秘密法第5条（1）～（5）

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（英国）

公務秘密法違反の開示等により秘密情報を取得した者による漏えい	
秘密の内容	1911年公務秘密法第1条違反により保有するに至った情報、文書その他の物
漏えい	1911年公務秘密法第1条違反により保有するに至ったことを知り、又はそう信ずるに足る合理的理由がある場合における適法な権限のない開示【2年（略式手続の場合は6月）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
取得（探知）	
根拠	1989年公務秘密法第5条（6）

英国から外国等に伝達された防衛情報等を不当に取得した者による漏えい	
秘密の内容	防諜、諜報、防衛又は国際関係に関するものであって、英国により又は英国のために、秘匿性を確保して外国又は国際機関に伝達された情報、文書その他の物
漏えい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝達された当該国又は国際機関若しくはその加盟国の授権に基づかない開示により保有するに至った者による害を及ぼす開示 ・ ただし、当該情報、文書その他の物の内容及びその保有の経緯がこの規定に定めるものに該当し、その開示が害を及ぼすものであることを知り、又はそう信ずるに足る合理的理由がある場合に限り処罰する ・ 次のいずれかに該当する場合は罰しない <ul style="list-style-type: none"> ・ 保有するに至った者が、適法な権限により開示する場合 ・ 当該伝達された国又は国際機関若しくはその加盟国の権限に基づき、すでに公開された場合 <p>【2年（略式手続の場合は6月）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
取得（探知）	
根拠	1989年公務秘密法第6条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（英国）

公務員等による秘密文書等に関する注意懈怠等	
秘密の内容	1989年公務秘密法第7条までの規定により、無権限でなされる開示が違法となる文書その他の物（であって、公務員又は政府と契約関係にある者としての地位に基づき保有され、又は管理されていたもの）
漏えい	
過失犯	公務員（第1条第1項の通知を受けた者を含む）又は政府の受託業者が、その職位・立場に応じ十分に期待できる注意を怠った場合 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
取得（探知）	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員（第1条第1項の通知を受けた者を含む）によるその職務上の義務に反した文書又は物件の保持 ・ 政府と契約関係にある者による文書又は物件の返却又は処分に係る当局の指示の不遵守 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
根拠	1989年公務秘密法第8条（1）～（3） 1989年公務秘密法第10条（2）

秘匿の確保を条件として開示された文書等に関する注意懈怠	
秘密の内容	1989年公務秘密法第5条の規定によりその権限のない開示が違法となる文書その他の物（であって、保有され、又は管理されているもの）
漏えい	
過失犯	当該文書等について秘匿の確保を条件とした上で、又は公務員若しくは政府の受託業者が秘匿の確保を合理的に期待し得る状況において、これらの者から取得した者が、当該個人の職位・立場に照らして合理的に期待される、権限なくなされる開示を防止するための注意を怠った場合 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
取得（探知）	
その他	文書又は物件の返却又は処分に係る当局の指示の不遵守 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
根拠	1989年公務秘密法第8条（4） 1989年公務秘密法第10条（2）

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（英国）

秘密文書等の返却・処分に係る指示の不遵守	
秘密の内容	1989年公務秘密法第6条の規定によりその権限のない開示が違法となる文書その他の物（であって、保有され、又は管理されているもの）
漏えい	
取得（探知）	
その他	文書又は物件の返却又は処分に係る当局の指示の不遵守 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
根拠	1989年公務秘密法第8条（5） 1989年公務秘密法第10条（2）

特定の公的な情報の開示	
秘密の内容	前条項までの規定（特に第5条5項）によって公開されないように保護されている情報、文書その他の物へのアクセスを得る目的で利用できる公的な情報、文書その他の物
漏えい	上記秘密として挙げられる公的な情報、文書その他の物を、権限なく上述の目的で用いられることが合理的に予想される状況下における開示 開示した情報、文書その他の物が公的なものとされるのは、以下の場合。 i) 開示者が公務員又は政府の受託業者という職位・立場によりこれを保有又は入手していた場合 ii) 開示者が、公務員又は政府の受託業者という職位・立場により、開示の対象となったものを保有若しくは入手していたことを知り、又はそれと信ずるに足る合理的根拠がある場合 【2年（略式手続の場合は6月）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
取得（探知）	
根拠	1989年公務秘密法第8条（6）～（8） 1989年公務秘密法第10条（1）

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（独国）

国家機密の外国勢力への漏えい・漏えい目的の取得等	
秘密の内容	<p>国家機密 （「国家機密」とは、限定された範囲の者のみに入手可能で、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して重大な不利益を及ぼす危険を回避するため、外国の勢力に対して秘密にしておかなければならない事実、物又は知識をいう。自由で民主主義的な基本秩序に反する事実、又は、国家間で合意した軍備の制限に、ドイツ連邦共和国の条約相手国に対して秘密にしながら違反する事実は、国家機密ではない。）</p>
漏えい	<p>① 外国の勢力若しくはその仲介者への教示、又は ② ドイツ連邦共和国に不利益を与え、若しくは外国の勢力に利益を与えるために、無権限の者に取得させ、若しくは公表することにより、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して、重大な不利益を及ぼす危険を生じさせること（第94条） 【1年以上の自由刑】 【犯情の特に重い事案では、無期又は5年以上の自由刑】 （「犯情の特に重い事案」とは、原則として、行為者が、 ①国家機密の保持をその者に特別に義務づける責任ある地位を濫用したとき、又は ②その行為により、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して、特に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたときをいう。）</p>
取得（探知）	<p>漏えいするための国家機密の取得（第96条（1）） 【1年以上10年以下の自由刑】</p>
その他	<p>（第94条又は第96条1項では、処罰の対象となっていない場合において） ① 外国の勢力のための、国家機密の獲得若しくは通報に向けられた活動、又は ② 外国の勢力若しくはその仲介者に対する、上記活動の用意がある旨の表明（第98条） 【5年以下の自由刑又は罰金】 【犯情の特に重い事案では、1年以上10年以下の自由刑】 （「犯情の特に重い事案」とは、原則として、行為者が、国家機密の保持をその者に特別に義務づける責任ある地位を濫用したときをいう。）</p>
根拠	<p>刑法第93条、第94条、第96条（1）、第98条</p>

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（独国）

国家機密の漏えい・過失漏えい・漏えい目的の取得	
秘密の内容	政府の行政機関により、又はその指示により秘密にされている国家機密
漏えい	<p>無権限の者に取得させ、又は公表することにより、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して、重大な不利益を及ぼす危険を生じさせること又はその未遂 （第94条が適用される場合を除く）（第95条） 【6月以上5年以下の自由刑】 【犯情の特に重い事案では、1年以上10年以下の自由刑】 （「犯情の特に重い事案」とは、原則として、行為者が、 ① 国家機密の保持をその者に特別に義務づける責任ある地位を濫用したとき、又は ② その行為により、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して、特に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたときをいう。）</p>
過失犯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過失により無権限の者に取得させ、又は公表することにより、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して、重大な不利益を及ぼす危険を生じさせること（第97条（1）） 【5年以下の自由刑又は罰金】 ・ 軽率に、公務、職務上の地位又は官庁の委託により入手可能であった上記国家機密を、無権限の者に取得させることにより、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して、重大な不利益を及ぼす危険を過失により生じさせること（第97条（2）） 【3年以下の自由刑又は罰金】
取得（探知）	<p>上記漏えいをするための取得又はその未遂（第96条（2）） 【6月以上5年以下の自由刑】</p>
根拠	刑法第95条、第96条（2）、第97条

国家機密とはならない秘密の外国勢力への漏えい等	
秘密の内容	自由で民主主義的な基本秩序に反する事実、又は国家間で合意した軍備の制限に、ドイツ連邦共和国の条約相手国に対して秘密にしながら違反する事実であるために、国家機密とはならない秘密
漏えい	<p>外国の勢力又はその仲介者への教示により、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して、重大な不利益を及ぼす危険を生じさせること（第97条 a） 【1年以上の自由刑】 【犯情の特に重い事案では、無期又は5年以上の自由刑】 （「犯情の特に重い事案」とは、原則として、行為者が、 ① 国家機密の保持をその者に特別に義務づける責任ある地位を濫用したとき、又は ② その行為によりドイツ連邦共和国の対外的安全に対して、特に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたときをいう。）</p>
取得（探知）	<p>外国の勢力又はその仲介者への教示のための取得（第96条（1）準用） 【1年以上10年以下の自由刑】</p>
根拠	刑法第97条 a

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（独国）

国家機密を国家機密でないと誤信した上での漏えい等	
秘密の内容	(行政機関により、又はその指示により秘密にされている) 国家機密
漏えい	
	<p>当該国家機密が、第97条 a に掲げる種類の秘密であると誤信し、第94条から第97条までに規定する行為を行った場合であって、</p> <p>① 当該誤信が、行為者の責めに帰するとき</p> <p>② 当該行為が、誤信された当該違反に対して抵抗する目的から出たものでないとき、又は</p> <p>③ 当該行為が、当該事情の下で目的のために適切な手段でないとき（「適切な手段」とは、原則として、行為者が連邦議会の構成員に事前に援助を求めることを指す）（第97条 b (1)）</p> <p>【各条に規定する罰則】</p>
取得（探知）	
根拠	刑法第97条 b (1)

外国の諜報機関のための諜報活動等	
秘密の内容	
漏えい	
取得（探知）	
その他	<p>(第94条若しくは第96条第1項、又は、これらに併せて適用されるとき第97条 a 若しくは第97条 b では処罰対象とならない場合において)</p> <p>① 外国の勢力の諜報機関のための、事実、物又は知識の通報又は提供に向けての、ドイツ連邦共和国に対する諜報活動、又は</p> <p>② 外国の勢力の諜報機関若しくはその仲介者に対する、上記活動の用意がある旨の表明</p> <p>【5年以下の自由刑又は罰金】</p> <p>【犯情の特に重い事案では、1年以上10年以下の自由刑】</p> <p>(「犯情の特に重い事案」とは、原則として、行為者が、官庁により、若しくはその指示により秘密にされている事実、物又は知識を通報し、又は交付したとき、及び、</p> <p>① このような秘密の保持を特別に義務づける責任ある地位を濫用したとき、又は</p> <p>② その行為により、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して、重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたときをいう。)</p>
根拠	刑法第99条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（独国）

公務員による秘密の漏えい・過失漏えい	
秘密の内容	① 公務担当者として、 ② 公務のために特に義務付けられた者として、又は ③ 人事代表法による任務と権限を行使する者として、 ゆだねられ、又は知ることとなった秘密
漏えい	権限なしに漏えいし、かつ、それによって重要な公共利益を危うくしたこと又はその未遂 【5年以下の自由刑又は罰金】
過失犯	過失によって重要な公共利益を危うくしたとき 【1年以下の自由刑又は罰金】
取得（探知）	
根拠	刑法第353条 b (1)

守秘義務を負う物件・情報の漏えい	
秘密の内容	○ 連邦若しくは州の立法機関又はそれらの委員会の決議に基づき、守秘義務を負う物件又は情報 ○ その他の行政機関から秘密侵害の場合の可罰性を示され、公式に守秘義務を負う物件又は情報
漏えい	(刑法第353条 b (1) の場合を除き) 権限なしに他人に得させ、又は公表し、かつ、それによって重要な公共利益を危うくしたこと又はその未遂 【3年以下の自由刑又は罰金】
取得（探知）	
根拠	刑法第353条 b (2)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（仏国）

国民の基本的利益に関する情報の外国勢力への漏えい ・漏えい目的での収集等	
秘密の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ その利用、開示又は収集が、国民の基本的利益を損なう情報、技法、物、文書、情報処理データ又はファイル （「国民の基本的利益」とは、国の独立性、領土の一体性、国の安全性、共和政体、国防及び外交能力、国内外における国民の保護、自然環境とその周囲の状況の調和並びに国の科学・経済力及び文化的遺産の重要な要素をいう。） ○ 仏国と、外国又は国際機関との間で締結され正式に承認かつ公示された秘区分情報の保護に関する安全保障協定にしたがって交換される情報 ○ 仏国と、欧州連合の機関又は組織との間で交換され、欧州連合官報への公示対象となった、安全保障規則にしたがって交換される情報
漏えい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国の勢力、外国の企業・組織、外国の管理下にある企業・組織又はその代理人への、提供又はそれらによるアクセスを可能にすること 【15年以下の拘禁刑及び罰金】 ・ 外国の勢力、外国の企業・組織、外国の管理下にある企業・組織又はその代理人のための、それらの提供を目的とする行為（対象となる秘密の内容は、上記の「情報、技法、物品、文書、情報処理データ又はファイル」に加え、「装置」も含む） 【10年以下の拘禁刑及び罰金】
取得（探知）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国の勢力、外国の企業・組織、外国の管理下にある企業・組織又はその代理人に引き渡す目的での収集 【10年以下の拘禁刑及び罰金】 ・ 外国の勢力、外国の企業・組織、外国の管理下にある企業・組織又はその代理人のための、それらの取得を目的とする行為（対象となる秘密の内容は、上記の「情報、技法、物品、文書、情報処理データ又はファイル」に加え、「装置」も含む） 【10年以下の拘禁刑及び罰金】
その他	<p>※北大西洋条約署名国又は北大西洋条約機構の利益に反して行われる上記行為にも、上記罰則が適用される。</p>
根拠	<p>刑法第411-6条～第411-8条、第414-8条、第414-9条</p>

国防に関する立入禁止区域への無許可立入り	
秘密の内容	<p>国防に関わる官民の機関、法人又は企業において、自由な通行が禁止され、かつ、施設若しくは設備の保護又は研究・調査・製造上の秘密の確保のために境界を定められている、囲われた場所又は土地の内部</p>
漏えい	
取得（探知）	<p>許可のない立入り及びその未遂 【6月以下の拘禁刑及び罰金】</p>
根拠	<p>刑法第413-7条、第413-8条</p>

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（仏国）

公務員等による国防上の秘密の漏えい・過失漏えい等	
秘密の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国防上の秘密の性質を有する技法、物、文書、情報、情報ネットワーク、情報処理データ又はファイル （「国防上の秘密の性質を有するもの」とは、その伝播又はそれへのアクセスを制限するための秘密指定措置の対象となっている、国防に関する技法、物、文書、情報、情報ネットワーク、情報処理データ又はファイルをいう。） ○ 仏国と、外国又は国際機関との間で締結され正式に承認かつ公示された秘区分情報の保護に関する安全保障協定にしたがって交換される情報 ○ 仏国と、欧州連合の機関又は組織の間で交換され、欧州連合官報での公示対象となった、安全保障規則にしたがって交換される情報
漏えい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身分若しくは職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、上記秘密を所持する者が、 <ul style="list-style-type: none"> ① 資格のない者にアクセスさせ、公表し、若しくは資格のない者に伝達する行為又はこれらの未遂、 ② 他人にアクセスさせ、破棄させ、横領させ、窃取させ、複製させ、又は暴露させる行為 【7年以下の拘禁刑及び罰金】 ・ 上記（身分若しくは職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、上記秘密を所持する者）以外の者による、上記秘密の内容の公表若しくは資格のない者に知らせる行為又はこれらの未遂 【5年以下の拘禁刑及び罰金】
過失犯	<p>身分若しくは職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、上記秘密を所持する者が、過失又は怠慢により、上記秘密を伝達し、公表し若しくは資格のない者にアクセスさせ、又は破棄させ、横領させ、窃取させ、複製させ、若しくは暴露させる行為</p> <p>【3年以下の拘禁刑及び罰金】</p>
取得（探知）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身分若しくは職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、上記秘密を所持する者による、横領、窃取若しくは複製又はその未遂 【7年以下の拘禁刑及び罰金】 ・ 上記（身分若しくは職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、上記秘密を所持する者）以外の者による、上記秘密の取得、アクセス、知得、窃取、複製又はこれらの未遂 【5年以下の拘禁刑及び罰金】
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身分若しくは職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、上記秘密を所持する者による、破棄又はその未遂 【7年以下の拘禁刑及び罰金】 ・ 上記（身分若しくは職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、上記秘密を所持する者）以外の者による、方法を問わず、上記秘密の破棄又はその未遂 【5年以下の拘禁刑及び罰金】 <p>※北大西洋条約署名国又は北大西洋条約機構の利益に反して行われる上記行為にも、上記罰則が適用される。</p>
根拠	<p>刑法第413-10条、第413-11条、第413-12条、第414-8条、第414-9条</p>

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（仏国）

国防秘密として秘密指定された区域に無権限者を立ち入らせる行為等	
秘密の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国防秘密として秘密指定された区域 (※立ち入ること自体により、そこに所在する設備又はそこで行われている活動によって国防秘密を知られてしまう区域についてのみ、国防秘密として秘密指定の対象とすることができる) ○ 仏国と、外国又は国際機関との間で締結され正式に承認かつ公示された秘区分情報の保護に関する安全保障協定にしたがって交換される情報 ○ 仏国と、欧州連合の機関又は組織の間で交換され、欧州連合官報での公示対象となった、安全保障規則にしたがって交換される情報
漏えい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身分若しくは職業、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づく責任者が、資格のない者を当該区域に立ち入らせる行為 ・ 資格のある者が、当該区域に所在する設備又は当該区域内で行われている活動の性質に関する要素を公表し又は資格のない者に知らせる行為 【7年以下の拘禁刑及び罰金】 ・ 資格のない者が、当該区域に所在する設備又は当該区域内で行われている活動の性質に関する要素を公表し又は資格のない者に知らせる行為 【5年以下の拘禁刑及び罰金】
過失犯	<p>国防秘密として秘密指定された区域についての、身分若しくは職業、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づく責任者が、不注意又は怠慢によって、資格のない者を当該区域に立ち入らせ、又は、当該区域内に所在する設備又は当該区域内で行われている活動の性質に関する要素を公表し若しくは資格のない者に知らせる行為</p> <p>【3年以下の拘禁刑及び罰金】</p>
取得（探知）	<p>資格のない者による、当該区域への立入り</p> <p>【5年以下の拘禁刑及び罰金】</p>
その他	<p>※北大西洋条約署名国又は北大西洋条約機構の利益に反して行われる上記行為にも、上記罰則が適用される。</p>
根拠	<p>刑法第413-9-1条、第413-10-1条、第413-11-1条、第414-8条、第414-9条</p>